

○香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱

平成29年4月1日

要綱・通知

農林課

改正 令和元年10月1日要綱・通知

令和4年4月1日要綱・通知

令和4年12月20日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害(当該被害に伴って生ずる人的被害及び物的被害を含む。)の防除を図るための事業(以下「ナラ枯れ被害防除事業」という。)を行った者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令和元年10月1日・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害木 立木の幹にカシノナガキクイムシによる加害を受け、穿入孔から木屑(フラス)を出している状態(カシノナガキクイムシが生息している状態)のナラ・シイ・カシ類をいう。
- (2) 危険木 公共の場において倒木、落枝等により人身又は施設等に重大な影響を及ぼすおそれがあるナラ枯れ被害により枯損した状態のナラ・シイ・カシ類をいう。
- (3) 伐倒等 被害木又は危険木を切り倒すこと及びナラ枯れ被害による倒木、落枝等を人身又は施設等に重大な影響を及ぼさない状態にすることをいう。

(令和4年12月20日・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内にナラ・シイ・カシ類の樹木を所有又は管理する者(営利を目的とする法人は除く。)であって、その所有又は管理に係るナラ・シイ・カシ類のナラ枯れ被害防除事業を行った者とする。ただし、当該事業について、他の補助金の交付を受ける者を除く。

(令和元年10月1日・一部改正)

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となるナラ枯れ被害防除事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象地域、補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(令和4年12月20日・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、書類の審査又は現地調査により適否を審査して、適当と認めるときは、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により当該補助対象事業を変更又は廃止しようとするときは、香芝市ナラ枯れ被害防除事業変更等承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第8条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに香芝市ナラ枯れ被害防除事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況が分かる写真又は資料
- (2) 領収書の写し等支払を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(令和元年10月1日・一部改正)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、当該報告書に係る書類等によりその内容を審査し、補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

別表(第4条関係)

(令和元年10月1日・全改、令和4年12月20日・一部改正)

補助対象事業	補助対象地域	補助の対象となる経費	補助金の額
伐倒等	香芝市地域森林整備計画の範囲内	伐倒費、需用費、機械器具損料等	補助対象経費の合計額又は市長が定める単価により積算した額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端

			数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
--	--	--	------------------------

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

香芝市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付申請書

下記のとおりナラ枯れ被害防除事業を実施したいので、補助金を交付されたく、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業区分

2. 事業着手予定年月日 年 月 日

3. 事業完了予定年月日 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

事業区分	
事業実施予定期日	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所	香芝市
防除本数	伐倒 本
事業費	円
場所見取図	
実地調査年月日	※ 年 月 日

※印は、記入しないでください。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付決定通知書

様

香芝市長

年 月 日付けで申請のあった香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付の条件
 - (1) 補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

香芝市長 様

申請者 住所
氏名

香芝市ナラ枯れ被害防除事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金に係る事業を、下記理由により（変更・廃止）したいので、承認されたく、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. （変更・廃止）の理由
2. 変更の内容

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

香芝市長 様

住所
氏名

香芝市ナラ枯れ被害防除事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金に係る事業を、下記のとおり完了したので、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業区分 伐倒 本
2. 事業完了年月日 年 月 日

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金確定通知書

様

香芝市長

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 確定額 円

第7号様式（第11条関係）

香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金交付請求書

金 円
（但し、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金）

上記のとおり補助金を交付されたく、香芝市ナラ枯れ被害防除事業補助金
交付要綱第11条の規定により請求します。

年 月 日

香芝市長 様

住所
氏名

㊞

振込先

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

第1号様式(第5条関係)

(令和4年4月1日・一部改正)

第2号様式(第5条関係)

(令和元年10月1日・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第7条関係)

(令和4年4月1日・一部改正)

第5号様式(第9条関係)

(令和元年10月1日・令和4年4月1日・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第11条関係)

(令和4年4月1日・一部改正)